駿ありたる事共をば敷ヶ條記載し、 りて、 御供田村土屋氏義休、出家して直心禪者なるもの拜謂し來 現住隆玄法印に寄附すと云々。さて元祿年間種々鹽 夢想の歌、

濁りつるとゝろの水に月ありて

誰がまことより零ねそめけん

して、 のはやり佛なりしかど、追々に衰徴して、今は零詣人もな といふ事なし。 又享保十一年に毎記せし咄隨舘に、實永元年の說話を記載 一門堂の名を呼べる人もなしといへり。 其頃養智院に地藏菩薩の流行し給ふ。諸願成就せず と戦せたり。そのかみ甚だ繁昌して、

〇長門町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、後傳馬町・長門町。と並べ 出火、長門町等類燒す。とも見んたり。 戦せたり。年譜に、享保十八年四月廿六日犀川川除町より 貞享二年の 發智院由來書に、正保三年 犀川長門上"地に而 〇長門上地町

門町にて、 寺地拜領すと戟せたり。按ずるに、長門上、地町は今云ふ長 正保の頃は 長門上 地町と呼びたりしを、 後略

> 稱して長門町とは唱へたるものなるべし。膐僔に長門町は 山崎長門の舊邸也といへり。

〇山崎長門盔邸

爰に居住し、中屋敷は修理谷の髙にて、下屋敷は小立野石 舊傳に云ふ。 火災の時、惣構の外の 長九郎左衛門・山崎長門 家類嬢すと 居住すといへり。按するに、三壺記に、寛永八年四月金澤 用地と成るに依りて、石引町下屋敷内へ邸宅を移し、世々 引町なり。然るを長門町の本邸をば召上げられ、中屋敷も ても知られけり。 あるも、長門町なる本邸なるべし。惣檘の外と戦せたるに 山崎長門は元此の長門町の地に邸宅有りて、

〇山崎長門下邸跡

二年之夏迄山崎長門下屋敷の内に有え之處、同年之秋寺屋敷 の泉寺町常松寺山來書に、山崎閑齋當時建立に而、寛永十石引町へ移轉を命ぜられしといへり。按するに、貞享二年 の地邊にありしを、後用地と成り、 御用地に相成被。召上、泉野に而替地、被下。 とあり。 の泉寺町常松寺山來書に、 一說に、長門町は山崎長門の舊邸地なりし頃は、下邸も此 本邸・下邸共に小立野上

ያ 下屋敷は則ち長門本邸の地邊にて、 古定書に、 長門町の地継きならん

御家中下屋敷

登萬七千石

四町二反半

山

市

E

右中納言様御諚之並に、

步割書付 可,遗旨、筑前樣就,御意!

原 出 *3*3

亥九月廿三日

如此候。

以上。

村 泂

守

西村右馬助殿 監

原 兵庫殿

Ш 茂平殿

野村五郎兵衛殿

右は慶長十六年也。按するに、 此の時賜はりし下屋敷は、

則ち長門町の地繼きなる地邊にて、

常松寺も此の地内に建

金

澤古蹟志卷十

戦せたれば、此の時下邸を小立野へ移され、 地と成りたりけん。おもふに、寛永十二年は十三年の誤り 立ありしかど、寛永十二年の秋用地と成り、寺地被|召上|と にて、火災後町地變換ありし時ならんか。 跡地は悉く町

〇周防 町

せたり。 何なる由にて、 地何れの地か 詳かならす。 周防町・能登町の 町名の起原如 せたり。今周防町・能登町の 名は旣に 絶えたり。故に共の 元祿九年の地子町肝煎裁許附に、長門町・周防町。 又同裁許附に、十三間町の次に能登町といふも戦 呼びそめたるかも今群かならず。 と並べ戦

0鹽川

描けり。 右角。 邸地なりしかど、其の後火除地をも賭士の邸地に賜はり 此の町内に從前藩士鹽川氏敷代居住せしゆゑに、 町と呼べり。延實の頃は兩町の中央火除地にて、 べり。鹽川氏の邸は、延寶の金澤園に、 故に兩町とも鹽川 とあり。 元祿六年の士帳に、 今右火除とある左右の兩町をば、 町とは呼べるなるべ 鹽川安左衞門出大工町末火除 次に載せたる如く 共に鹽川 兩側 町名に呼 のみ